

大和市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第61号

大和市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 大和市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年大和市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「（保険料徴収職員証）」に改め、同条中「後期高齢者医療保険料徴収員証（第1号様式）」を「後期高齢者医療保険料徴収職員証」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（様式）

第6条 この規則で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	後期高齢者医療保険料徴収職員証	第5条

第1号様式を削る。

第2条 大和市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「第6条」を「第5条」に改め、同表第1号様式の項中「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年1月1日から施行する。